

第 1 回

音更町総合計画審議会議案

と き 平成27年5月22日（金）
午後7時～

ところ 音更町木野西通17丁目1番地
共栄コミュニティセンター

音 更 町

会 議 次 第

- 1 音更町総合計画審議会委員委嘱状の交付

- 2 町長あいさつ

- 3 議件
 - (1) 会長の互選について P 1
 - (2) 会長代理の指名について P 1
 - (3) 専門部会の設置について P 2
 - (4) 部会長の互選について P 3

- 4 総合計画後期基本計画（案）の諮問について P 4

- 5 その他
 - (1) 総合計画基本計画の見直し及び地方版総合戦略の策定について . . P 5
 - (2) 審議会開催スケジュールについて P 5
 - (3) 資料の配付について P 5

3 議 件

(1) 会長の互選について

音更町総合計画審議会規則第3条第2項に基づき会長を互選する。

音更町総合計画審議会規則（P 6 資料1）

音更町総合計画審議会委員名簿（P 8 資料2）

会 長	氏 名
-----	-----

(2) 会長代理の指名について

音更町総合計画審議会規則第3条第4項に基づき会長代理を指名する。

音更町総合計画審議会規則（P 6 資料1）

音更町総合計画審議会委員名簿（P 8 資料2）

会 長 代 理 (会長の指名)	氏 名
--------------------	-----

(3) 専門部会の設置について

音更町総合計画審議会規則第5条第1項に基づき専門部会を設置する。

音更町総合計画審議会規則（P6 資料1）

音更町総合計画審議会各専門部会の構成及び担当する範囲（P10 資料3）

庁内組織体制及び審議会事務局（P11 資料4）

(4) 部会長の互選について

音更町総合計画審議会規則第6条第1項に基づき部会長を互選する。

総務部会長 氏名 _____

同 代理 氏名 _____

経済部会長 氏名 _____

同 代理 氏名 _____

社会福祉部会長 氏名 _____

同 代理 氏名 _____

生活基盤部会長 氏名 _____

同 代理 氏名 _____

教育文化部会長 氏名 _____

同 代理 氏名 _____

4 総合計画後期基本計画（案）の諮問について

音 企 画 発
平成27年 5 月 22 日

音更町総合計画審議会長 様

音更町長 寺 山 憲 二

第5期音更町総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

音更町まちづくり基本条例第19条の規定に基づく第5期音更町総合計画後期基本計画の見直しにあたり、貴審議会の意見を求めます。

1 音更町総合計画後期基本計画（音更町総合戦略を含める）

※音更町まちづくり基本条例第19条

（総合計画の策定）

第19条 町は、長期的な展望に立ち、町の政策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下「総合計画」という。）を策定するとともに、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性及び計画相互間の調整を図るものとする。

2 総合計画は、町の目指す将来像を示す基本構想、これを実現するための施策を示す基本計画及び施策を進めるための事業を示す実施計画により構成するものとする。

3 町は、総合計画の基本的な方向に沿って、効果的かつ効率的に政策を推進するとともに、その推進状況を明らかにし、町民に分かりやすく公表するものとする。

4 町は、基本構想及び基本計画の策定又は変更に関しては、議会の議決を経るものとする。

5 その他

(1) 総合計画基本計画の見直し及び地方版総合戦略の策定について

(P13 資料5)

(2) 審議会開催スケジュールについて

平成27年度	内 容
5月22日(金)	審議会の設立、総合計画後期基本計画(案)の諮問
5月31日(日)	まちづくり講演会(午後3時 共栄コミュニティセンター) 講師 増田寛也氏(元岩手県知事、総務大臣) 表題 人口減少社会を見据えた総合戦略の策定に向けて
6月下旬～8月下旬	各専門部会(基本計画見直し、総合戦略) 基本計画素案審議
10月中旬	答申案審議 部会長会議(計画案の調整)
11月上旬	総合計画後期基本計画(案)の答申

(3) 資料の配付について

- ・音更町まちづくりアンケート結果 別添のとおり
- ・第5期音更町総合計画 別添のとおり

音更町総合計画審議会規則

平成22年3月26日
規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例(平成22年音更町条例第1号)第4条の規定に基づき、音更町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町内の各種団体等を代表する者
- (3) その他町長が適当と認める者

(会長)

第3条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が召集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第5条 審議会に、次の専門部会を置く。

- (1) 総務部会
 - (2) 経済部会
 - (3) 社会福祉部会
 - (4) 教育文化部会
 - (5) 生活基盤部会
- 2 専門部会は、審議会から付託された事項について調査又は審議をする。
 - 3 専門部会は、審議会の委員の中から町長が指名する者をもって組織する。

(部会長)

第6条 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから互選する。

- 2 専門部会は、部会長が招集する。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、議事その他の事務を処理する。

- 4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、当該専門部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 部会長は、自ら所属する専門部会以外の専門部会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 部会長は、専門部会における調査又は審議が終了したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(部会長会議)

第7条 審議会に、部会長会議を置く。

- 2 部会長会議は、会長が招集する。
- 3 部会長会議は、審議会の会長、部会長及びそれぞれの職務を代理する者によって組織する。
- 4 部会長会議は、審議会が専門部会に付託した事項の調整及び各専門部会の総合調整を図る。

(事務局)

第8条 審議会、専門部会及び部会長会議にそれぞれ事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置き、必要に応じ主幹その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局員は、町の職員をもって充てるほか、必要に応じ部外から委嘱することができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(音更町総合計画審議会条例施行規則の廃止)

- 2 音更町総合計画審議会条例施行規則（昭和48年音更町規則第11号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に置かれている次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものとみなす。

会長及び会長が指名したその職務を代理する委員	第3条の規定により置かれた会長及び会長が指名したその職務を代理する委員
専門部会及び町長が指名したこれを組織する者	第5条の規定により置かれた専門部会及び町長が指名したこれを組織する者
部会長及び部会長が指名したその職務を代理する委員	第6条の規定により置かれた部会長及び部会長が指名したその職務を代理する委員

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

総合計画審議会 委員名簿

《委員任期》 自：平成27年5月22日
至：答申が終了するまで

《平成27年5月22日現在》

No	委 員 氏 名	所 属 ・ 団 体 等
1	赤 嶺 太 紀 子	高野ランドスケーププランニング (株)
2	有 賀 克 幸	北十勝消防事務組合音更消防団団長
3	市 野 輝 章	音更町自立支援協議会会長
4	宇 佐 美 勝 三	公募
5	遠 藤 誠	公募
6	大 高 優	公募
7	大 淵 泰 子	音更町消費者協会専門相談員
8	岡 庭 義 行	帯広大谷短期大学教育・研究担当副学長
9	小 川 賢 一	自主防災組織宝来第4区町内会自主防災委員長
10	鬼 塚 英 喜	公募
11	勝 野 浩 正	十勝大雪森林組合参事
12	加 藤 嘉 悦	公募
13	河 田 さ え 子	音更町社会福祉協議会会長
14	木 村 美 里	公募
15	栗 本 一 樹	公募
16	小 林 勤	音更町上下水道事業経営審議会会長
17	酒 井 章	音更町PTA連合会会長
18	坂 井 寛 明	音更町商工会事務局長
19	櫻 井 東 子	公募
20	正 保 里 恵 子	帯広大谷短期大学人材教育担当副学長
21	新 谷 英 一	よつ葉乳業 (株) 十勝主管工場管理部長
22	杉 原 尚 勝	十勝毎日新聞地方部副部長
23	杉 山 欽 一	音更町防犯協会副会長
24	鈴 木 静 花	公募
25	高 橋 康 伸	音更町校長会会長

No	委 員 氏 名	所 属 ・ 団 体 等
26	高 山 慶 司	帯広信用金庫音更支店長
27	瀧 上 彩	音更町育児サークル連絡協議会会長
28	辰 尾 繁 好	木野農業協同組合専務理事
29	谷 内 博 幸	公募
30	津 久 井 寛	帯广大谷短期大学地域連携担当副学長
31	土 田 純 雄	音更町農業協同組合代表理事専務
32	東 端 恭 子	音更町都市計画審議会委員
33	名 内 克 則	公募
34	中 島 涉 子	大谷菩提樹会宝来保育園長
35	鳴 海 恵	公募
36	二 瓶 玲 菜	公募
37	畠 弘 之	北海道連合会音更地区連合会長
38	畠 山 卓 也	音更町商工会青年部部長
39	林 文 昭	音更町十勝川温泉観光協会会長
40	原 谷 隆 治	独立行政法人 家畜改良センター総務課長
41	日 向 國 廣	音更町民生児童委員協議会会長
42	藤 井 勝 弘	音更高等学校校長
43	藤 川 幸 二	音更町社会教育委員協議会会長
44	藤 沼 悟	公募
45	堀 光 生	公募
46	前 川 典 子	音更町文化協会理事
47	増 中 文 明	音更町住宅委員会委員長
48	目 黒 進	音更町交通安全協会副会長
49	茂 古 沼 美 則	万年地域区長会会長
50	矢 野 美 知 子	音更町文化事業協会理事

音更町総合計画審議会各専門部会の構成及び担当する範囲

専門部会名等	構成委員名	担当する項目範囲
審議会	全体会議	基本計画(案)の答申案の決定
部会長会議	会長、専門部会長及び各代理	重点項目の検討・調整、各分野間の調整、地域別計画の調整、パブリックコメント等の計画への意見反映・調整、各部会間の調整
総務部会	有賀 克幸 遠藤 誠 小川 賢一 杉原 尚勝 高山 慶司 津久井 寛 鳴海 恵 二瓶 玲菜 原谷 隆治 茂古沼美則	公共交通、情報通信、消防・防災、国際・地域間交流、コミュニティ、町民参加、男女共同参画、広報・広聴・情報公開、行政運営、財政運営、広域行政
経済部会	勝野 浩正 木村 美里 坂井 寛明 新谷 英一 鈴木 静花 辰尾 繁好 谷内 博幸 土田 純雄 畠 弘之 林 文昭	農業 [経営]、農業 [生産基盤、環境]、林業、商業、工業・企業誘致、観光、産業連携、勤労者福祉
社会福祉部会	市野 輝章 加藤 嘉悦 河田さえ子 栗本 一樹 櫻井 東子 正保里恵子 瀧上 彩 中島 渉子 日向 國廣 増中 文明	環境保全、ごみ・し尿収集処理、交通安全・防犯、火葬場・霊園、保健、医療、社会保障、地域福祉、子ども福祉、ひとり親家庭等の福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、低所得者福祉、アイヌの人たちの福祉、消費生活
生活基盤部会	赤嶺太紀子 宇佐美勝三 大淵 泰子 鬼塚 英喜 小林 勤 杉山 欽一 東端 恭子 畠山 卓也 藤沼 悟 目黒 進	道路、河川、公園・緑地、住宅・宅地、地籍調査、水道、下水道・排水処理、景観
教育文化部会	大高 優 岡庭 義行 酒井 章 高橋 康伸 名内 克則 藤井 勝弘 藤川 幸二 堀 光生 前川 典子 矢野美知子	幼児教育、義務教育、高校教育・高等教育、青少年健全育成、生涯学習の体制づくり、社会教育、スポーツ、芸術・文化

庁内組織体制及び審議会事務局

◎策定委員会

役 職	職 名	氏 名
委員長	副町長	高 木 収
副委員長	教育長	宮 原 達 史
委 員	企画財政部長	傳 法 伸 也
	総務部長	杉 本 俊 幸
	町民生活部長	荒 井 一 好
	保健福祉部長	古 田 康 弘
	経済部長	津 本 明 伸
	建設水道部長	恩 田 惣 次
	教育部長	大久保 善 雄
	議会事務局長	木 下 幸 俊
	会計管理者	金 谷 安 通
	北十勝消防事務組合消防長	鷲 北 光 男

◎幹事会【審議会：部会長会議事務局】

役 職	構 成 員	氏 名
幹 事 長	企画財政部長	傳 法 伸 也
幹 事	総務部長	杉 本 俊 幸
	町民生活部長	荒 井 一 好
	保健福祉部長	古 田 康 弘
	経済部長	津 本 明 伸
	建設水道部長	恩 田 惣 次
	教育部長	大久保 善 雄
	建設水道部次長 (建築住宅担当)	岩 舘 和 昌
	建設水道部次長 (上下水道事業担当)	中 野 和 彦
	企画課長	渡 辺 仁
	総務課長	村 瀬 一 司
	町民課長	岸 本 保
	福祉課長	葛 谷 克 浩
	農政課長	福 地 隆
	都市計画課長	鈴 木 康 之
	管理課長	青 砥 正
	保健センター(兼)地域包括 支援センター事務長	谷 川 俊 仁
	商工観光課長	井 原 愛 啓

◎策定部会【審議会：専門部会事務局】

策定部会名	部 会 委 員			審議会事務局 専門部会名
	部会長	幹 事	構成委員	
総務企画部 会	総務部長	企画財政部長 総務課長 企画課長	広報広聴課長、財政課長、総務課参事(職員担当)、情報・防災課長、税務課長、収納課長、会計管理者、出納室長、議会事務局長、議会総務課長、監査委員事務局長、消防長、消防本部総務課長、同企画課長、音更消防署長(兼)消防課長、同警防課長	総務部会
経済部会	経済部長	農政課長 商工観光課長	産業連携課長(兼)ふれあい交流館長、土地改良課長、農業委員会事務局長	経済部会
民生部会	町民生活 部長	保健福祉部長 町民課長 福祉課長 保健センター(兼)地域 包括支援センター事務 長	環境生活課長、木野支所長、子ども福祉課長、高齢者福祉課長、高齢者福祉課参事(予防調整担当)	社会福祉部会
建設水道部 会	建設水道 部長	建設水道部次長 (建築住宅担当) 建設水道部次長 (上下水道事業担当) 都市計画課長	都市計画課参事(街路公園整備担当)、土木課長、建築住宅課参事(住宅担当)	生活基盤部会
教育部会	教育部長	管理課長	生涯学習課長、文化センター館長(兼)図書館長、スポーツ課長	教育文化部会

◎策定担当事務局

- 事務局長 企画財政部長
- 事務局主幹 企画課長
- 事務局員 企画課企画調整係

第5期音更町総合計画 後期基本計画の見直し及び地方版総合戦略の策定について

1 後期基本計画の見直しについて

(1) 総合計画での位置づけ

総合計画は、まちづくりの全分野にわたって、本町がめざすべき方向性や取り組む内容を定めた本町の最上位計画であり、平成23年度から32年度までの10年間を計画期間としています。

総合計画は、長期的な視点で本町がめざす将来像やまちづくりの方向、目標を示す「基本構想」とこれを実現するために各分野における施策を示す「基本計画」、また、基本計画で示した施策を具体的に進めるための事業を示す「実施計画」で構成されています。

基本構想及び基本計画は10年間を計画期間としていますが、基本計画は社会経済情勢や財政状況の変化に対応するため、後期5年間（平成28年度以降）については、平成27年度に必要な見直しをすることとしています。なお、実施計画は3年間分の計画を毎年見直して進めています。

今回、町から総合計画審議会に諮問し、意見をいただくものは、基本計画の後期5年間の見直し部分になります。計画策定時からの状況の変化を踏まえ、基本構想の実現性をより高めるため、基本計画の見直しを行うものです。

(2) 見直しの進め方

総合計画は、本町がめざすまちの姿（将来像）の実現に向けたまちづくりの基本指針であり、まちづくり基本条例においても「長期的な展望に立ち、町の政策の基本的な方向を総合的に示す計画」と規定されております。これらのことから、第5期総合計画の策定時と同様に、町民と町との協働により広く町民の意向を確認しながら、計画期間の後期5年間において想定される課題等を十分に踏まえ、見直しを行います。

(3) 見直しの範囲

●基本計画の項目

- ①現状と課題～現段階における現状を把握し変更内容を整理し、課題の確認を行います。
- ②めざす方向～基本的に見直しは行いませんが、方向性に不足等があれば見直しを行います。
- ③施策 ～後期の事務事業の実施に向け、必要な見直しを行います。
- ④目標指標 ～分野の進捗状況の確認を行うとともに、設定されている目標数値の分野における物差しとしての的確性も含めた検証を併せて行います。
- ⑤関連する町の計画～個別計画の策定状況により修正を行います。

●重点施策

「重点施策」については、前期5年間の中で住み良さにつながることを特に意識して進める内容として位置づけ、積極的に進めていくこととしておりますが、後期においても基本計画の見直しに合わせた位置づけを行います。

●地域別まちづくり方針

「地域別まちづくり方針」については、基本計画の中の暮らしに関する施策を地域ごとに示すものであり、各地域の課題を再整理し、各分野に位置付けられる施策との整合性を図ります。

(4) 議会議決について

地方自治法において、市町村が総合計画の基本部分である「基本構想」を議会の議決を経て定めることが規定されていましたが、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、その規定が削除されたことにより、基本構想の策定は任意となったところです。

本町としては、まちづくり基本条例の精神に則り、総合計画の基本構想はもとより、基本計画の策定又は変更に際しても議会の議決をいただくこととし、平成27年第1回定例会においてまちづくり基本条例の改正を行いました。これにより、今回の基本計画の見直しについては、総合計画審議会から答申をいただく計画案を基に町長が議会に提案し、議決をいただいた上で決定することとなります。

2 まち・ひと・しごと創生法に伴う「地方版総合戦略」の策定について

昨年11月、国は、人口減少という我が国が直面する大きな課題に対応するため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、12月には国としての総合戦略を策定しました。

本町においても平成27年度中に総合戦略を国の戦略を参考に策定することとしていますが、この総合戦略の計画期間は平成27年度から31年度までの5年間であり、内容については、人口減少対策に係る施策や数値目標となることから、総合計画の後期基本計画との整合性を図るため、今回の見直しと合わせて策定作業を行います。具体的には後期基本計画の中から総合戦略に係る部分を抜き出し、数値目標などを設定して策定します。

3 推進体制

(1) 町民参加

①住民意識調査（平成26年度実施済）

②まちづくり講演会（2回予定）

③音更町総合計画審議会

- ・根拠 条例に基づき設置する附属機関
- ・構成員 町内の各種団体等の代表者、その他学識経験者及び公募による町民
- ・役割 町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について審議します。

④総合計画推進委員会

- ・根拠 条例に基づき設置する附属機関（平成24年度から設置）
- ・構成員 町内の各種団体等の代表者、その他学識経験者及び公募による町民
- ・役割 総合計画の着実な推進のため、主要な施策の推進状況等の外部検証及び評価を行います。

⑤町民の意見募集

基本計画、総合戦略の素案は広報紙等により公表し、町民からの意見募集を行うとともに

に、町民説明会等を実施し、各機会を通じ広く町民等から意見を聞き、計画の策定に活かします。

なお、策定の過程、内容については、随時ホームページ等で公表します。

(2) 庁内推進体制

①総合計画策定委員会

副町長、教育長、各部長等で組織し、素案の最終調整及び協議を行います。

②幹事会

各部長、各部代表課長等で組織し、全庁的な観点からの検討や計画全体における重要事項及び部会間の総合調整を行います。

③策定部会

各部長、次長級職及び課長級職で組織し、基本計画の素案における各専門分野についての検討を行い、部内における各課間の施策及び事務事業の調整を図り、基本計画の素案を協議するとともに、審議会の専門部会の設置運営（事務局）を行います。

④音更町人口減少対策検討委員会

各部代表課長等及び係長又は主任職の職員で構成し、音更町の人口減少対策に関する調査及び検討を行い、人口減少対策の観点から町が取り組んでいくべき施策の提言を行います。

⑥各課の対応

課長を中心に職員全員が結束し、それぞれが所管する施策及び事務事業の1次評価を行うとともに、資料収集、作成を行い、今後の施策及び事務事業等について、具体的な庁内計画案の作成に当たります。また、必要に応じて審議会の専門部会に参加し、情報提供等を行います。

(3) 事務局

総合計画基本計画の見直しに関する事務は、企画財政部企画課で行います。